

第二十四回国会 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

二月二十七日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として上條愛一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 古池 信三君
高橋 衛君
小松 正雄君
河野 謙三君

委員

西川 弥平治君
白川 一雄君
深水 六郎君
阿具 根 登君
海野 三朗君

政府委員

通商産業 川野 芳満君
政務次官 岩武 照彦君
通商産業大 吉岡 千代三君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 山保 安局長
山保 安局長 正木 崇君
事務局側 山本 友太郎君
常任委員 山本 友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○経済自立方策に関する調査の件
(北松炭の合理化方策に関する件)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。

まず御報告申し上げます。昨日藤原道子君が辞任され、その補欠として上條愛一君が商工委員に指名されました。以上御報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) これより高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方はこの際御発言をお願いいたします。

○西川弥平治君 二十六年にこの高圧ガスの取締法ができて、それ以来今日の間にあって、災害発生がどの程度にあったか、二十六年、七年、八年と、年次別に発生した状態を一つおわかりになったら伺いたいと思います。

○政府委員(吉岡千代三君) お答えを申し上げます。二十六年度が三十四件、二十七年度が三十三件、二十八年度が三十七件、二十九年度が四十二件、三十年度が五十一件というように多かったです。

○西川弥平治君 それからこの高圧ガスの種類が年々増加してくるというところでございますが、その高圧ガスの種類の増加の状態がどんな状況か、それからどういふものが増加しておりますか、ついでに伺いたいと思います。

○政府委員(吉岡千代三君) お手元に先般お配りいたしました「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十一ページを御参照いただきますと、そこには酸素ガスの生産の推移をグラフにして掲げてございます。これでごらんいただきますように、酸素ガスの需要量は特に最近におきましてきわめて急激に増加しております。そこに出ておる通りでございます。それからプロパンガスの方はもう一つの「プロパンガスについて」という資料を御配付してございますが、その資料の三ページをごらんいただきますと、昭和二十八年年度までは帝国石油一社でございましたが、二十九年年度には昭和石油一社が加わりまして六千トン、三十九年度に至りましてはその下に掲げてございますように全部で十工場が加わりまして生産量は二万トンというように急激に増加しております。なお三十九年度の下期の生産見通しはそこにございますように半年で一萬四千トン以上でございます。この急激に増加いたしました理由は、先般も申し上げましたように、最近ハイ、オクタン価の揮発油の精製のために接触分解装置等が急激に増加したに参りまして、その関係で大量のこのようなガスが発生してきた、こういう関係でございます。今後に見通しをいたしましてはその下にございますように三十一年度二万五千トン、三十二年度以後さらに急激にふえるであろうと予想いたしております。それで酸素ガスとプロパンガスの増加が最も顕著でございます。その他の高圧ガスはほぼ横ばいと申しますか、まあ少しずつ増加しておるといふ程度でございます。従いまして今回の法律改正案につきましては、特にこれらの点に重点を置きました案を作りましたような次第でございます。

○西川弥平治君 私は今の資料によりまして生産量が非常に飛躍的に増大しているということはわかりますが、提案の理由には種類が非常に多くなつてきておるといふことが出ております。新しい種類のものが出てきておると言いますが、その新しい種類と、それからそれがどのくらい出ておるかということは何つてみたいと思います。

○政府委員(吉岡千代三君) 種類の関係といたしましては、先般もちょっと申し上げましたように、酸素ガスのうちで液化酸素というものがこれは昭和二十九年年度初めて生産が開始されました。先般も工場を御視察していただきましたように、大量に溶接、酸素製鋼等に使用いたします場合は、それによりまして一時期、ボンベにいたしますと数回本分の輸送ができるというような関係から二十九年年度初めて生産が開始せられたわけでございますが、現在におきましてすでに酸素ガス全体の消費量の大体一五%程度が消費されております。従いましてこれは最終段階におきましてはガスの形態において消費されることは従来通りでございますが、液化酸素という一つの新しい製品が生まれて参つたというよりな関係から、これにつきまして特別な考慮をいたす必要があるものであらうというのが第一点でございます。それからプロパ

ンガスの関係におきまして、これは帝石におきましては以前から生産いたしておった種類でございますが、最近のようにより各地区にきわめて大量に急速に発展して参りまして、しかもこれはその大体九〇%が一般家庭において消費されておりますので、この災害予防等につきましては販賣業者等の段階において十分の注意をいたさせる必要があるであらうというよりな関係から、その点も一つのポイントになっております。その他のガスといたしましては、特に新しい種類がふえたというよりな関係はないわけでございますが、実質的に見ますと、ただいま申し上げましたように液化酸素という一つの新しい形態、それからプロパンガスの今までのきわめて一部の地区で消費されておりましたのが、全国的に大量に消費がふえて参つた、そういう関係を申し上げたつもりでございます。

○西川弥平治君 この災害の発生程度が二十六年、二十七年、二十八年、二十九年と、三十年は少し多くなつておりますけれども、大体において非常に災害率の少いことは非常に喜びにたえないことではあります。この災害率と生産の状態を考えましたときにおきまして、むしろ実際問題としては実質的な災害率は減つておるといふふうに私は考へておるわけでありまして、特にこのプロパンは私の知っておる範囲において、プロパンガスを使用する家庭において事故なんというものは皆無にひたしいというよりには私は聞き及んでお

るのでありますが、特にプロパンガスに災害があったという何か資料がございましたら伺いたいと思います。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど御説明いたしましたように三十三年度から従来の一社あるいは二社に對しまして、十社の製品が出回り、消費高も約十倍に増加いたしております。それで先ほど申し上げました三十三年度の五十一件という件数のうちには実はプロパンガスの事故が二十件含んでおるわけでございます。それでその原因をいろいろ調べてみますと、大体におきましてきわめて単純な不注意と申しますか、そういう事故が大半を占めておりますので、これは多数の一般消費者に對しまして今後十分にP・Rと申しますか、そのガスの使用方法等について御理解と御認識をいただく必要があるだろうと思ひます。

それからその際に先般もごらんいただきましたように比較的十キロ程度の小型の容器にガスを詰めて、これで約一カ月分の消費量になるわけでございますが、これは消費者は勝手にいじってはいけません、非常に小型のものでありますからついそれを動かす、いじくるといふようなことでホースをはずすとかいふような事故が非常に多いようであります。これらの点は今後十分パンフレットを配りますとか、特に販売関係の直接消費者に接触される方に十分御努力いただきます、間違ひのないようにいたして参りたいと思っております。

それからもう一つの点といたしましては、現在十工場でこれを生産いたしておりますが、そのうち天然ガスから

精製しておるのは帝石とあと一社の分、三工場のはおいが非常に少ないわけでございます。それで普通の石炭ガスでございますと、ガスが漏れる場合にはにおいでもって注意を喚起するといふことが可能でございますが、においの少ないものにつきましては、そういう場合に気がつかない場合がありますので、これにつきましては着臭剤を加えまして、消費者の注意し得る程度のおいをつけるといふことを考えております。三工場のうち一工場は、すでに着臭剤をこれはアメリカから輸入いたしましたのでありますが、輸入をいたしまして近く実施に移す、残りの二工場につきましては着臭剤等につきまして目下研究いたしておりますので、これも近くにおいをつけるといふ措置が実行できると思ひます。これらの措置によりまして、できる限り今後とも災害の防止に努めて参りたいと存じております。

○西川弥平治君 最近プロパンガスの販売業者がかなりにふえておるのであります。この販売業者に対するいわゆる認可といふことが、許可といふか、こういう方面のことについて全くしろうとでございまして、どんなようになつておられますか、その点をちょっとお知らせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) 御指摘のように販売業者につきましては現行法によりまして販売業者ごとに都道府県知事の許可を受けなければならぬといふことになっております。なお、先ほど申し上げましたように、消費者に直接接したまま業者は販売業者でございますので、今回の改正法案に

おきまして販売業者に對しまして「取扱主任者」という制度を設けて、これには一定の資格要件を定めまして災害の防止に努めて参りたいといふことを考えておる次第でございます。

○西川弥平治君 その点はよくわかるのでありますが、実際の販売業者の要するに販路を拡張したいといふ一念であらうと私は思ひますが、全く危険はない、そうしてこうである、ああであるといふようなことを現物について、買いたいという人によつていわゆる実験をして見せておるわけでありまして、そういう人々はどうも私聞いてみますと、ただ売りたい一念でどうも今お話がありましたような何と申しますか、実際の取扱主任者という人がないやうに私は見受けておるのですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 従来高圧ガスの消費者は大体溶接用とか、原料として使用されておつたものであります。従つて消費者自身にも相當の知識経験を持つておる。従ひまして御指摘のように販売業者の教育と申しますか、訓練等につきまして十分でなかつた点は確かにあつたかと思ひます。しかしただいま申し上げましたやうに、特にプロパンガス等が家庭用に普及して参つておる現状にかなりがみまして、これについてある程度の知識経験を要求する必要があるであらう。なお、そのほかメーカーの団体等におきましても、わかりやすい図解をいたしまして、これら消費者に配付いたすといふようなことも考えております。従来消費者がむしろ相當の知識経験を

持つておるといふ点で、これらの点が不十分であつたことは事実であらうと思ひます。それらの点につきましては今後特に留意をいたさなければならぬと考えております。

○西川弥平治君 そうすると販売に歩いてゐる人はあるいは主任者じゃないのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 現在のところは取扱主任者という制度がないわけでございます。今後は主任者の制度を設けたいと思つておりますが、やはりねらいをいたしましては、そういう方々自身を最初十分に教育し、むしろ啓蒙と申しますか、そういう面にも主眼を置いて参りたいと考えております。

○西川弥平治君 もう一つ伺いたいことは、プロパンガスに對してでございますが、全くの衛生上に無害であるといふことを言われておりますが、私しろうとでそういうことを言うのでありますから、間違つてゐるかも知れませんが、製造その他のやり方によつて全くの無害でございましょうか、どうでしょう、ちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) プロパンガス自体は無害でございます。しかしこれらの成分にその他の不純物があります場合は、それによりまして多少そういう懸念があるわけでございます。實際問題といたしましては、きわめて微量でございまして、實質的には無害であるといふふうに考えて差しつかえなからうかと思ひます。

○西川弥平治君 まあほかの不純物が入りまして、そうして有害のものがあるといたしますならば、これはやはり、プロパンガス自体には検査とでも

いいですか、販売に適するやうな規格といふやうなものができておりますかどうか。

○政府委員(吉岡千代三君) その点につきましては、製造の許可に對しまして、十分製造方法、成分等を試験いたしまして、それによつて許可をいたしております。

○阿貝根登君 今に間違ひのあることですが、作業主任者と、先ほど販売主任者といふやうなことを言われておりましたが、それはどういふ関係がありますか。法律では、第六十八條に作業主任者があるが、販売主任者といふのはついておらぬやうであるが、それも何か規定を設けるやうなことになるのですか。作業主任者が販売にまでタッチして、そうして販売人の責任を負つて回ることか、そのために販売主任者といふのがおるならば、それは法的にどういふやうな権限を与えられるのか、どういふ権利を与えられておるのか、それをお尋ねしておきます。

○政府委員(吉岡千代三君) 従来製造業者の關係におきまして作業主任者という制度を設けました。これには嚴重な國家試験を実施いたしておるわけですが、今回設けようとしたしておりますのは、販売業者の段階におきまして取扱主任者という制度でございます。これにつきましては先ほど申し上げましたやうに、一定の資格要件を定めたいと考えておりますが、これは現在のそれらの方々の実情も考慮する必要があると思ひます。またある程度の知識を与えまして、しかも消費者に對して十分に危険防止に協力しようといふ誠意が主として問題になるのではなからうか。従ひましてこの資格要件につきま

しては具体的には法律によりまする高圧ガス保安審議会に諮りまして定めたかと思つておりますが、あまり最初から厳重な資格要件を要求することはいかがかと思ひます。ある程度の経験と専門の知識が必要であるということを中心にしたしまして、徐々に実情に即した取扱ひをいたして参りたい、かように考えております。

○阿具根登君 この五十八条を読んでみますと、作業主任者というのは、いわゆるガスを詰めるあるいはその他商品として出すまでの作業の責任者だ、私はこういうふうに解します。今局長の話では、販売面まで一般に責任を持つておられることを言つておられるが、各工場に作業主任者というものが何十人もおられるのか、こういうのはそんなにたくさんおられるものじゃないと思ひます。その作業主任者というものをはつきりしてもらいたい。作業主任というものはその現場において商品になすまでの、安全なる商品として出すまでの責任者であるのか、出してからまた販売先までいつて監督するような責任者であるのか、混同しておられるようですが、それをはつきりしてもらいたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど少し御説明がはつきりしなかつたかと思ひますが、作業主任者は御指摘の通りに製造関係の作業についての責任者でございます。取扱ひ主任者と申しますのは新たに設けようという制度でございますまして、販売段階におきます取扱ひの主任者である、従ひましてこれは作業主任者と別個に新たに販売の段階において設けようとする制度である、こういうふうに御了解をいただきます。

○阿具根登君 そうすると作業主任者は国家試験と作業主任者試験という二つにして、そうして取扱主任者というのをまた別個に設ける、二本建てでございます。

○政府委員(吉岡千代三君) その通りでございます。

○阿具根登君 そうすると作業主任者試験と国家試験とが違ふか、これを御説明していただきたい。

○政府委員(吉岡千代三君) 作業主任者につきましては国家試験を行ひまして、それにパスいたしました者をその資格としておられます。取扱主任者の方は先ほど申しましたように、そこまでの厳重な資格要件を要求するもの実情に沿わないのじゃないかろうか。従ひましてこれにつきましては専門の学校においてある程度の教育を受けた者、しこりしてこの取扱ひについて一定の経験を積んだ者、こういうことを基本に資格を定めて参りたい、国家試験というふうな厳重なことは今のところ考えておられないわけでありま

○阿具根登君 取扱主任者に対しては国家試験というふうな厳重なことは考へておられない、そうすると今まで国家試験では何をやっておられたか、六十八条に「審議会は、国家試験その他高圧ガスの保安に関する」云々ということとをきめられておられる。そうすると国家試験では今まで何をやっておられたか。

○政府委員(吉岡千代三君) 国家試験につきましては、その取扱ひ種類が三種類ございまして、その種類ごとに審

議会に關係しておられますような専門の先生から問題を出していただきますし、それによつて高圧ガスの製造なり取扱ひについての専門の知識を試験いたしております。

○阿具根登君 そうしますと、三種類の試験に合格した者が今まで高圧ガスの製造に携わることができた、いわゆるその人がその責任者であつた、こういうことになつておつたと思ひます。

○政府委員(吉岡千代三君) その点は從來通りでございます。要するに国家試験を受けた者が作業主任者としての資格要件になつております。こういうことでございます。

○阿具根登君 それでわけがわかりましたが、それでは国家試験を抜いて作業主任者試験、こういうことになるかどうか。国家試験というものがあつて初めて作業主任者というものができると思ひます。作業主任者試験というものは国家試験にありま

○政府委員(吉岡千代三君) この名称を変へましたのは、從來作業主任者に關する試験は全部国において直接やつておつたわけでありました。しかしそのうち冷凍関係の方は危険度から申しましても、また技術の程度等から申しましても、比較的軽微と申しますか、程度が低いように専門の方々の御意見もございまして、この冷凍機械関係の主任者に対する試験を從來国において直接やつておりましたのを、今回冷凍関係に限りまして地方庁に委譲いたしました、もちろんその問題の水準その他につきましては十分調整をはかつて参りたいと思つておりますが、そ

いう関係から国家試験という名称を作業主任者試験というように改正をしたわけでございます。で、その他の作業主任者の試験は從來通り国において直接実施する。こういう関係で国家試験という名称を作業主任者試験というふうに改めたわけでございます。

○阿具根登君 それでは先ほどの三種類は何か教えて下さい。

○政府委員(吉岡千代三君) 大きく分けますと、化学の主任者試験、それから機械の主任者試験、それから冷凍機械の主任者試験、この三種類でございます。その中でさらに甲種、乙種、あ

るいは第一種、第二種、第三種というように、工場の規模とか作業の種類によりまして區別をいたしております。それによりまして、ちようど鉱山保安法で申しますと、普通の試験と管理者試験というふうな段階があるようにございまして、あのようによつて大きくに區分をいたしておりますが、大きく分けま

○阿具根登君 そうすると先ほど私が了解したのとちよつと違つてくるわけですね。先ほどは三種類の国家試験が行われておつたものが、即今度には作業主任者になるんだ、通つた者が作業主任者になるんだ、こういうことをお聞きしたので、字句の面においては合ふかと思つておつたところが、三種類のうちの一つは国家試験を受けんでいいと、こういうことになつたわけですね。そうすると化学と機械だけが国家試験を受けるんだ、そうして化学と機械の試験にパスした人が作業主任者だ、

○政府委員(吉岡千代三君) 化学と機械の關係は從來通りであります。それから冷凍機械の關係は、この中にもこまかく分けまして第一種、第二種、第三種とございまして、そのうち最も輕微と考えられます第三種の冷凍機械の主任者試験、これを地方庁に委譲する、こういうことになつたと思つております。

○小松正雄君 関連して。ただいま伺つておりますと、販売業者は都道府県知事の許可を受けなければ販売をしてい、こういうことのように承知いたしました。今阿具根委員からの質問に對しましては、販売業者なるものが販売業主任とかいうような形で販売をしようとすることになるのであるならば、販売業者として都道府県知事の許可を得てその販売をしようとする場合に、販売主任という試験を受けた者でなくては、その販売業者という者にはなれないのかどうか、その点を一

○政府委員(吉岡千代三君) 販売業者みずから取扱主任者として資格を持つていなければならぬわけでありま

○阿具根登君 そうすると通常主任者というものは、一工場に一人ぐらいのものだと私は思ひます。そうすると今局長の説明でいけば、この試験に通つた人は全部主任者ですね。私は作業主任者というものは、その作業の責任にある人だ、いわゆる一つの過程における責任者だ、私はこういうふうに解釈しておつたのですが、今の局長の説明では、この化学、機械の国家試験に通つ

けであります。なおこれに關する所
要經費に對しましては、もちろん足り
ないわけでありまして、これらの點は地
方交付税の査定の際等にこの面を調整
をしていただくということにいたして
おります。なお全体として二、三割程
度の引き上げになるわけでありまして
が、特に家庭を中心とした小型の
容器の検査手数料等は、この際引き上
げをいたさない、むしろ先ほど御指摘
のように、消費量も非常に増大してお
るようでありまして、でき得れば多
少でも引き下げたいと実は考えており
ます。しかしこの点につきましては、
地方庁とも十分打ち合せをいたす
必要がありまして、私どももいたし
ましては、できれば多少の引き下げを
いたしたい。少くとも引き上げはいた
さないようにしたいという考えを持っ
ておることを申し上げたいと思いま
す。

○阿具根登君 私がそれて質問した
のはその点でございます。手数料を業
者に多く負担させる場合には、業者は
決してその自分の利潤の中からは出し
ません。これは必ず需要家に転嫁され
てきます。幾ら皆さんが高い手数料を
取られても、業者は自分のふところか
ら出さない。何といつても出しまし
せん。必ずこれは需要者にはね返って
くる。それを局長も知っておられるか
ら、二十六年には一万六千円だったのが
三十年度には一万六千円になったとい
う給与面まで言っておられる。そうな
りますと問題がある。二十六年の物価
指数で、二十六年の給与ベースでバラ
ンスがとれておったと思いませんか、ど
うでしょう。この説明になれば私はあ
なたと非常な議論を持っておりますか

ら、二十六年に給与ベースと、それか
ら物価の指数とバランスがとれておつ
たかどうか。これをたええればそれじや
戦前にとつた場合、あるいは二十九年
にとつた場合、そのとるところによつ
てその場合のバランスが違ってくるは
ずなんです。それを二十六年にこうで
あったから今度はこうだ、それだけそ
れでは給与所得者の生活が楽になつて
いるか。案になつておられないからこ
そ、今度の春季闘争なんかやられておる
そういう面を考へてみる場合に、私が
質問するまでもなく、局長はそれをお
それて、そうして皆の生活も楽になつ
ているから、このくらい上げていいだ
ろうというふうな考へを持っておられ
る。これを局長がそういう考へを持っ
てすべてのものに適用したらどうか、
その点についてどういふ考へがあり
ますか。

○政府委員(吉岡千代三君) 先ほど申
し上げましたように、現在におきまし
ても、これによる収入額は経費の半分
に満たないというところは、ただいま申
し上げた通りであります。従いまし
て、これを直ちに均衡させるといふよ
うなことはもちろん適當でないと思
うのであります。何分にも各地方庁と
も財政面においては非常に苦しい状況
にあることは御承知の通りでありま
す。かねがね地方庁ならびに地方自治
庁からも強い要望がございますので、
収支の均衡はとれないという点は説明
の通りであります。ある程度の手
数料の改訂はやむを得ないだろうとい
うことで、考へを申し上げました程度
の改訂をいたしたいと思つておりま
す。

で、今回の改正によりまして地方庁
の収入は現在の手数料で申しますと千
四百万円程度のものが千七百万円程度
に若干増加いたします。それから国の
収入は二百八十百万円程度のものが二
百四十百万円、これは先ほど申ししたよ
うに試験の一部を地方に委譲いたしま
す関係等若干減ることになります。し
かし、これでもついていたしまして
も、地方庁の収入は約千七百万円程度
でありますので、現在の経費から申し
ますと、とうてい足りない。それらは
全体の地方財政の問題として
「委員長退席、理事小松正雄君着
席」

地方交付税等の配付の際に協力を願
ひ、こういうことになつておるわけ
であります。なお、直接一般消費者に
影響するだろうと思われまふプロパン
等の小型の容器につきましては、先ほ
ど申し上げましたように引き上げをい
たさない、できれば引き下げをしたい
という希望を持つておることは先ほど
申し上げた通りであります。

た、手数料が高くなりましたというの
は全部需要家にはね返つてきますか
ら、そういうことが絶対にないよう
一つやつていただきたい。

○理事(小松正雄君) ちょっと委員長
から次官に今の点について関連して
お願いをしておきたいと思つていま
だいま具体的に阿具根君から指摘され
ましたように、このことによつて、今
後局長も需要家に転嫁させないよう
に、必ず値段は上げないと、こう言わ
れておりますので、次官にも一言その
点についておきたいと思つていま
願ひしておきたいと思つていま

○阿具根登君 同じような答弁を聞き
ましたので同じような質問になると思
います。まあ先ほどの給与の問題は
もう触れられませんでしたから、この
点は十分おわかりかと思つて。おわか
りかと私は思つて、この質問は次に移り
ますが、今局長が言われたように、業
者はおそらくこのくらいの手数料の引
き上げでも、それを口実にして、そ
うして商品の価格の引き上げを必ず私
は行ふと思つて。こういう法律を作つた直
後ではなかなか行ないません、そうい
うことはだれでもしてきますから、
ところがこれが三月末、半年たつ
たならば、必ず税金が高くなりまし

その面から一つの限界があると思いま
す。それから何分これはただいま宣伝
中と申しますか、新製品でありますか
ら、メーカーなり販売業者といたしま
してもその面では限りの消費者に飲
迎されるように新しい宣伝を、新しい
製品を普及する過程をいたしまして
は、できる限り経済的であるというこ
とが一つのポイントでありますから、
それらの関係から申しまして、これ
を急に上げるといふようなことは私は
予想されないのであります。特に関
係会社も比較的石油精製の大きな会社
でありますので、特別に指示価格とか
そういう権限は持つておりませんが、
ただいまの御趣旨の点を十分に申し伝
へまして、でき得る限りこのために値
上り等のことのないようにやつて参り
たいと、こういう考へでおるわけであ
ります。

○河野謙三君 ちょっと関連して、今
の消費者価格を上げないという点、こ
れは法的には何ら価格を抑圧する根拠
はないと思つておる。そうしますと
と、通産省の意のあるところは指示価
格が何かでも作られるのですか。

○政府委員(吉岡千代三君) このプロ
パンガスが急速に普及しております
のは、一つは生産能力が増加したとい
う関係もございますが、資料に掲げま
したように、カロリー当りの計算にお
いて都市ガスとはほぼ同じ額と思つてあ
ります。その他に設備費とか工事費等
はほとんどかからない、器具代だけで
済みますので、その点から一つは消費
者に歓迎されて急速に普及をいたして
おる、こういう関係でありますから、

昭和三十一年二月二十八日
【参議院】

八

○海野三朗君 ああそうですか。そうしますと作業主任者も取扱主任者も結局はその免状を持っていなければならぬわけですか。

○政府委員(吉岡千代三君) 作業主任者の代理者は免状を持っている者でなければならぬ、こういうことでございます。作業主任者の代理者は作業主任者たり得る免状を持つておる者のうちからこれを選任する、こういう制度になっております。

○海野三朗君　その際に今河野委員からも質問がありました。多くプロパガンダなどの場合においては作業主任者よりも、つまりこれを使う方の人によって、非常に危険が伴っておるということでありますが、そうしますと、これを使う人の方でけがをしたり何かした場合には、その責任というものはどこに帰するのでありますか。

○政府委員(吉岡千代三君) その点は直接この法律の問題と申します。より
も、一般の刑事責任なり民事責任の一
般論によつて決定される、こういうこ
とになると思ふのであります。直接こ
の法律によつて云々ということとはござ
いませんが、取扱主任者が十分にその
主任者たる職務を履行しない、不適当
であるという場合には、これを解任す
る命令を出し得るという制度になつて
おります。この法律の關係としてはそ
の程度の行政措置が講ぜられるといふ
ことでございます。

○海野三朗君 この法律はつまり、その高圧ガスを取り扱うものに対する法に對する法案だけにとどまつておるので、プロパンガスのような場合において、これを使つておる人の方に非常な危険が伴つておる。つまり取扱ひ上のちよつと

た不注意から災難を招くというようなことで、いわゆる爆薬を売りつけておるような結果になるので、そういう危険の伴うつまり商売なんです。ですからそういう際にそれをどうして取り締まるか、どういうふうにしてその災害をなからしめるかということについてもう少し当局はお考えにならないけれども、少なくとも私は甲うのですが、そういう点についてはどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(吉岡千代三君) これはやはり消費者に十分の取扱いなり、プロパンガスの性質を理解していただくということを進めなければならんと申します。それはメーカも販売業者も協力をいたすべきだと思います。＊あ性質から申しますと普通の石炭ガスとはほぼ大差ないわけですが、何

分新しい製品でありますし、小型の容器に入って自由に動かせるというふうな関係がありますので、その辺は石炭酸ガスにつきましてはこれはある程度消費者も使用の経験を持っておりまして、使いなれておるといふ関係がありますが、プロパンガスは先ほど申し上げましたように新しい製品であるし、またきわめて簡単な装置で消費できますので、その辺の認識と申しますか、につきましては今後パンフレットを配るとかわかりやすい注意書を配布するとか、あるいは販売業者に十分説明をさせるとかいうような方法を講じまして、災害の防止に努めて参りたいと考えております。

○海野三朗君 私が生し上げておるところのものは、この法案はこれですまへつけっこうです。必要なことであると思

います。が、そういうようなプロパガンダの使用の方々に今までこんな失敗ばかり起つておる。これがどこに責任を帰するかと申しますと、これを販売しておる者の方に十分責任があると私は思うのですが、それでその販売業者に対しての、売っていく上において使臣者に十分徹底させるようにならないければいけないのじゃないかと、通産省としてもそこまでその親切をもつておやめにならないければならぬのじゃないか、こういうふうに思うのですが、何

かそれに対して具体的な方法はお考えになっておりませんか。

○政府委員(吉岡千代三君) 今回の改正法案で新たに設けました取扱主任者、これは販売業者の段階において置かせる、こういう制度はただいま御指摘のありましたような点を主としてわれいにしておるわけであります。販賣

御決意を持っていらつしやるか、この業者に対してどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(吉岡千代三君) これは性

質から申しますと、先ほど申し上げましたように都市ガスと大体似たようなものでございます。従つてある程度使ひなれして参りますれば、最初十分知識がなかつたようなための事故といふのは、そう多くなるということとは予想しておらないわけであります。ただ、都市ガスと異なりまして、先ほど申し

上げましたようになおがついていないとかいう点は、これはアメリカの段階で改めるように措置いたしておきます。その他の点につきましては、これは逐次消費者も使われるに従い、また販売業者等督促いたしまして、これを使用するための理解を求めるといふことを考えなければならぬと思ひます。

す。いずれにいたしましてもわれわれの生活にも、いろいろ電気とかガスとか科学的な知識を必要とするものが生活環境に入つて参るといふことは、これはもうある意味においては当然ということも申し上げられるわけでありまして、それには取扱ひについての十分の御理解を願うような方法を今後努

て参るということになるのではないかと
思います。

○海野三朗君　もうわかりました。

○委員長(三輪貞治君)　ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君)　速記つけて下
さい。

高田ガス取締法の一部を改正する法
律案につきましては、質疑は、本日はこ

の程度で終わりたいと思いますが御
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三輪貞治君) それではさ

ういたします。

○海野三朗君 この前九州の石炭合
化法案について九州地方を視察いた
しました際に、あの北松炭のことの話
聞いたのです。北松炭は粘結性の強
石炭で灰分が二〇％ほどある。アメ
カの方から入れる石炭は、強粘結炭

灰分が四・五％であるという話、その松炭はもう少し政府が力を入れてたさん掘り出すようにしたらいいじゃないかと、こういうふうに考えたのです。そうして外国炭の輸入を少しで抑圧したらいんじゃないか、こゝろ思ったのですが、それについては政はどういうふうにお考えになつてお

のですか。あの北松と、ついでに山
県の油戸の強粘結炭、これは製鉄に
欠くべからざる炭であると思うので
が、ところが炭価が外国炭よりも高
つくのだというような話を聞いたの
ですが、あれはどうなっておるのであ
りますか。

○政府委員（齋藤正年君） 北松炭で
ございますが、現在の生産は大体五
五、六千トンから七、八千トンくら
の月産になっておりまして、昨年の
期、あるいは一昨年に比べますと二三
以上ふえております。戦争中の最高
出炭が大体月産七万トン程度でござ
います。当時に比べますと現在は品質
若干よくなっておりますので、現在
生産は少くとも当分の間としてはほ
んど能力に近いところではなからう
か、現に貯炭もほとんどございませ

ような状況でありまして、特に生産の制限もされておられませんし、引き取り状況もきわめて良好でございますから、現在のところはこれ以上増産をすることが困難ではなからうかというふうに考えております。ただ御承知のように北松地区は自然条件が大へん不利でございますこと、北松炭は今お話しもございましたように輸入の米炭に比べましては炭分が相当高いものでございますから、その点を考慮いたしますと、現在のように海上運賃が非常に上った場合には、もちろん問題なく外国炭よりも安いのでござい

松炭あたりは。それをつまり機械的にもう少し採炭方法を改良したならば炭価が安く出るのじゃないか、こういうふうにも思ふのです。いわゆる設備の改善です。その点については通産省はいろいろうふうな構想をお持ちになっておりますか。

操業ができるようでありましたら、われわれの方も応援して成立させるようにいたして、それによって原料炭のコストを下げるというやり方でやっていきたいと考えています。

操業ができるようでありましたら、われわれの方も応援して成立させるようにいたして、それによって原料炭のコストを下げるというやり方でやっていきたいと考えています。

すけれども、強粘結炭をできるだけわが日本の製鉄事業に使わせる方向へ通産行政としては持っていかなければならないのじゃないか。そうして品物が、強粘結炭をやつてよければ、努めてこれを増産して炭価を下げるという方向に持っていかなければならないのじゃないか。で、増産をしようと、かえつて炭価が高くなるというううなお話しがありましたか、それはどうい

が、昨年あるいは一昨年のように非常に海上運賃が下った場合には割高になりまして、引き取りが非常に不円滑になり、昨年、一昨年もそれで非常に北松地区が困難な状況になったことは御承知の通りでございますが、そういう関係もございまして、大体现現程度で推移していければけっこうではないかというふうに考えております。

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

が、これは国内の強粘結炭としてはかなりいいものでございまして、しかし生産の方を現状から飛躍的にふやすということはやはり困難のようでございます。それから現在ではむしろ炭質的には若干悪くなつておりまして、原料炭に向く数量はむしろ減りぎみでございます。これは需要の面からいいますとほとんど問題ございせんので、これは自然条件なりあるいは選炭なり技術の面から現状程度を大きく動かすというところは困難のようによ考えられます。

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

が、これは国内の強粘結炭としてはかなりいいものでございまして、しかし生産の方を現状から飛躍的にふやすということはやはり困難のようでございます。それから現在ではむしろ炭質的には若干悪くなつておりまして、原料炭に向く数量はむしろ減りぎみでございます。これは需要の面からいいますとほとんど問題ございせんので、これは自然条件なりあるいは選炭なり技術の面から現状程度を大きく動かすというところは困難のようによ考えられます。

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

が、これは国内の強粘結炭としてはかなりいいものでございまして、しかし生産の方を現状から飛躍的にふやすということはやはり困難のようでございます。それから現在ではむしろ炭質的には若干悪くなつておりまして、原料炭に向く数量はむしろ減りぎみでございます。これは需要の面からいいますとほとんど問題ございせんので、これは自然条件なりあるいは選炭なり技術の面から現状程度を大きく動かすというところは困難のようによ考えられます。

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

御存じのように北松地区は非常に薄層でございますので、通常の炭鉱で現在行なっておりますようなカッペ式の採炭をいたしまして、機械を大量に使うということに困難であります。しかし今回御存じのように日笠の江迎でドイツからシュネール・ホーベルという機械を輸入いたしまして、これが非常にあの地区の条件に向くというところでございまして、これはたしか補助金も出しておると思ひますが、それがもし非常に成功いたしますならば、これは非常にコストの引き下げになるわけでございまして、われわれも非常に期待しておるわけ

を同じ六〇か四〇の配合比率の中でよい使い易いような格好になりました。その結果いろいろ申し上げましたように、北松炭が過去に相当苦しい時代を通過してきたという点から考えて、将来のことを考えますと、現在は先ほど申し上げましたように相当な、現状の設備としてはほとんどフルに近い程度の生産をしておるわけでございますから、これはあまりふやさない方がいいのではないかと、このことを申し上げたわけでありました。

それで増産とコストの関係でございますが、これは確かに通常の場合は、増産をすればそれだけコストが下がるというのが普通でございます。現在の大多数の炭鉱ではそうなっておりますが、それは生産が相当押えられておる状態の場合にそうでございます。現在北松炭は需要の関係からほとんど現在の設備ではフルに近い程度に増産いたしておりますので、それにさらに無理に増産をするということになりますと、かえってコストが上るような面もございいます。ただ、今申し上げましたように、機械化によって非常に能率が上がりますれば、その分だけコストを下げるというふうな方向でいくのが適當ではないでしょうか。その結果非常に値段も下りまして、輸入炭をもっと圧縮してまいりますれば、それは新しく山を開いてさらに増産をしていく、あるいは現在の採掘部位から新しい部位に移行しまして相当に増産するということは、これは考えられることとでございますが、現在の設備のままでは増産をするという事は、かえって将来のことを考え、また現在のコストから言つて

もあまり得策ではなからうということをお願いしたのであります。

○海野三朗君　そうしますと、その北松のやつは、粘結炭はほとんど製鉄だけに向くのでありましょ。製鉄の方が主体なわけでござい。それがかえって増産すると炭価が高くなるというのは、増産というのにもよりけりであつて、設備の改善とか、つまり採炭量を増していくということに設備の改善をすれば、かえって安くなるのじやないですか。どうなんですか、そこが私ははつきりしないのです。

○政府委員(齋藤正年君)　北松の石炭は製鉄用が一番主力でございますが、そのほかにはガス用、それからコークス用に販売されております。そういうものの、それから化学用にも若干出ております。しかし、主として原料炭になります。分は、全部コークスの原料炭でございます。で、今の増産と価格の問題でございますが、要するに簡単に申し上げますと、現在能力一ぱいに生産をしないで、操業度が落ちていく炭鉱に比べては、増産をいたしますれば当然コストが下るといふことになります。しかし現状、北松地区の炭鉱はほとんど現在の設備ではフルに近い能率を発揮していると思ひますので、それをさらに現在の設備のままに急増産いたしますことは、必ずしもコストを引き下げることはならない。で、もし能率を上げることができますれば、むしろそれはコストの引き下げに使つていくべきではなからうかというふうに考へておるというところを申し上げたのでござい。○海野三朗君　私はその設備の改善を言うのです。設備を改善するのにはや

り莫大の金が必要なのです。で、金は要つても、設備の改善をして採炭量を増やんと上げるようにすれば、結局その方が勝つてはないか。で、通産省の立場からしては、そういうことについてお考えはないのであるか。たとえば製鉄におきましても、ブリキ板のような、あのコンティニューアス・ミルでどんどんやつていくから、昨今は値が安く外国にも出されるのである。結局すると、設備の改善がだめだから、それで今はもうフルにやつていくとあなたもおつしやるけれども、設備の改善によつて、もっと採炭量を増やんと上げる方法がないかということをお私に伺つてゐるのです。これはどんなものですか。

○政府委員(齋藤正年君)　設備の改善につきましましては、全くわれわれもそうしなければならぬ。現に昨年度あるいは一昨年のような不況も、外国炭に比べて特に値段が高いから起つたのであるわけでありまして、コストの引き下げの意味からいいますと、どうして設備の改善をやりたいかというふうにして思つております。ただ、先ほど申しましたように、技術的に見ますと、日本の一般の炭鉱の通常のレベルに比べまして、北松地区は非常に炭層が薄いわけでございます。従つて通常一番能率の上る長壁式のカッペ採炭というふうなやり方はとれない。従つて特別の機械化方式をとらなければならぬわけでありまして、その方式として今ドイツのシュネー、ホルペルという機械が非常にいいのじやなからうかということと、輸入をしてこれから実験にかかるところでございますが、もしそれが非常に効果があるようでありますれば、ぜひほかの炭鉱にも普及させるようにはいたしたいと思つております。そういうことで画期的にコストが下りますれば、もちろんそれは従来の内外比、製鉄コークス用の石炭の輸入炭と内地炭との配合比率を当然変えていくのじやなからうか、そうしなければまた増産しましても、需要はもう開けるわけでございます。ただ、私が現状について申ししたのは、現在の山ですぐ従来のやり方でそのまま増産をしたのでは、かえつてコストの面からマイナスになる面があるのではなからうかというところを申し上げただけでございます。

○海野三朗君　私はまだありますけれども、きょうはこの程度にして、保留いたしたいと思ひます。

○委員長(三輪貞治君)　本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、百貨店法案(衆)

百貨店法案
百貨店法

(目的)
第一条 この法律は、百貨店の事業活動を規制することにより、その活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「百貨店業」とは、次の各号の一に該当する売場面積を有する同一の店舗に

おいて衣食住に関する多種類の商品の小売をする事業をいい、「百貨店業者」とは、百貨店業を営む者をいう。

一 都(特別区の存する区域に限る。及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市の区域内にあつては三千平方メートル以上

二 前号の市以外の市及び町村の区域内にあつては千五百平方メートル以上

(営業の許可)
第三条 百貨店業を営もうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(支店設置等の許可)
第四条 百貨店業者は、次の各号の一に該当する場合には、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 支店、出張所その他の店舗又は配給所を設置しようとするとき。

二 本店、支店、出張所その他の店舗の売場面積を拡張しようとするとき。

三 店舗以外の場所において小売をしようとするとき。

四 営業日数及び営業時間を変更しようとするとき。

(特定の営業方法の許可)
第五条 百貨店業者は、次に掲げる営業方法を採用しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

臣の許可を受けなければならぬ。

- 一 中小企業に不当に影響を与えがごとき月賦販売
- 二 積立金組織による予約販売
- 三 特定顧客に対する限定展示即売行為
- 四 生産者の即売行為のために売場を提供する行為

2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項各号に掲げる営業方法が一般小売業者に対し著しく悪影響を及ぼすと認めるときは、これを中止し、又は変更すべきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各号に掲げる営業方法に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた内容に該当しない行為をしてはならない。

(仕入先との取引の規制)

第六條 百貨店業者は、次に掲げる行為については、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該行為についての一般的な契約条件を定め、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 宣伝費の仕入先との共同負担
- 二 仕入先従業員の自己の営業のための利用
- 三 他人の委託を受けて行い販売行為
- 四 仕入商品の返品
- 五 仕入後における商品の値引
- 六 規格を示した注文品の納入拒否

2 通商産業大臣は、前項の許可をした後において、同項の契約条件が一般卸売業者に対し悪影響を及ぼすと認めるときは、これを変更

すべきことを命ずることができる。

3 百貨店業者は、第一項各項に掲げる事項に關し、同項の規定により通商産業大臣の許可を受けた契約条件に該当しない行為をしてはならない。

(店舗に關する制限)

第七條 国、地方公共団体及び公共企業体（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいふ。以下同じ。）は、百貨店業者に對し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない。

(審議会)

第八條 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、通商産業省に百貨店審議会を、通商産業局に地方百貨店審議会（以下「審議会」と総稱する。）を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員九人以内で組織する。

3 会長及び委員は、商業に關する学識経験のある者及び一般消費者のうちから、通商産業大臣又は通商産業局長が任命する。

4 前各号に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機關、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九條 通商産業大臣は、この法律の規定による許可又は命令をしよるとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(公正取引委員会の同意)

第十條 通商産業大臣（第十三條の規定により通商産業局長が通商産業大臣の権限を行う場合において

は当該通商産業局長）は、この法律の規定による許可又は命令をしよるとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、百貨店業者がこの法律の規定により許可を受けた営業方法又は一般的な契約条件に基き行い行為には、適用しない。

(報告及び検査)

第十二條 通商産業大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、百貨店業者若しくはその団体から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(権限の委任)

第十三條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に關する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。

(罰則)

第十四條 第三條の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十五條 次の各号の二に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第二項又は第六條第二項の命令に違反した者
- 二 第五條第三項又は第六條第三項の規定に違反した者

第十六條 第四條、第五條第一項又は第六條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本條の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に第二條の規定に該当する事業を営んでいる者は、第三條の規定による許可を受けたものとみなす。

3 通商産業大臣は、この法律施行の際現に百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築物を使用して百貨店業を営もうとする者がこの法律施行の日から三週間以内に第三條又は第四條第一号若しくは第二

号の許可の申請をしたときは、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に及ぼす影響及びこの法律施行の際におけるその工事の施行の程度を考慮して許可するかどうかを決定しなければならない。

4 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされた者であつてこの法律施行の際現に第四條第三号の規定に係る業務を行つてい

5 この法律施行の際現に国、地方公共団体又は公共企業体がその所有する施設を百貨店業者に店舗として使用させている場合において、その使用については、第七條の規定は適用しない。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 百貨店業を許可すること。

三十一 削除

第九條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 百貨店業に關するこ

第二十五條第一項の表中

産業合理化

産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。

産業合理

化審議会

産業合理化に關する重要事項を調査審議すること。

百貨店審

議会

百貨店業の事業活動の規制に關する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第三十条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 通商産業局に、附属機関として地方百貨店審議会を置く。

2 地方百貨店審議会については、百貨店法（昭和三十一年法律第 号）の定めるところによる。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国における日本見本市開催に関する請願（第五七六号）

第五七六号 昭和三十一年二月十八日受理

中国における日本見本市開催に関する請願

請願者 東京都中野区議会議

長 堀沢俊一

紹介議員 重盛 壽治君 中山

壽彦君

第三次日中貿易協定に基き、東京、大阪において中国見本市が開催せられ、さらに今春北京、上海において最初の日本見本市の開催が計画されているが、日中両国の国交は未だ正式に回復せず、また新中国の要望するいくたの物資は、わが国においても生産されているにもかかわらず、依然として輸出が制限されていることは、わが国産業振興の上に、まことに遺憾であるから、（一）中国における日本見本市への出品物に関しては、一切の制限を解除すること、（二）日本見本市開催のために要する経費二億円以上を予算化すること、（三）中国における見本市の準備のため、政府は今年中に方針を決定す

ること等に関しすみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。